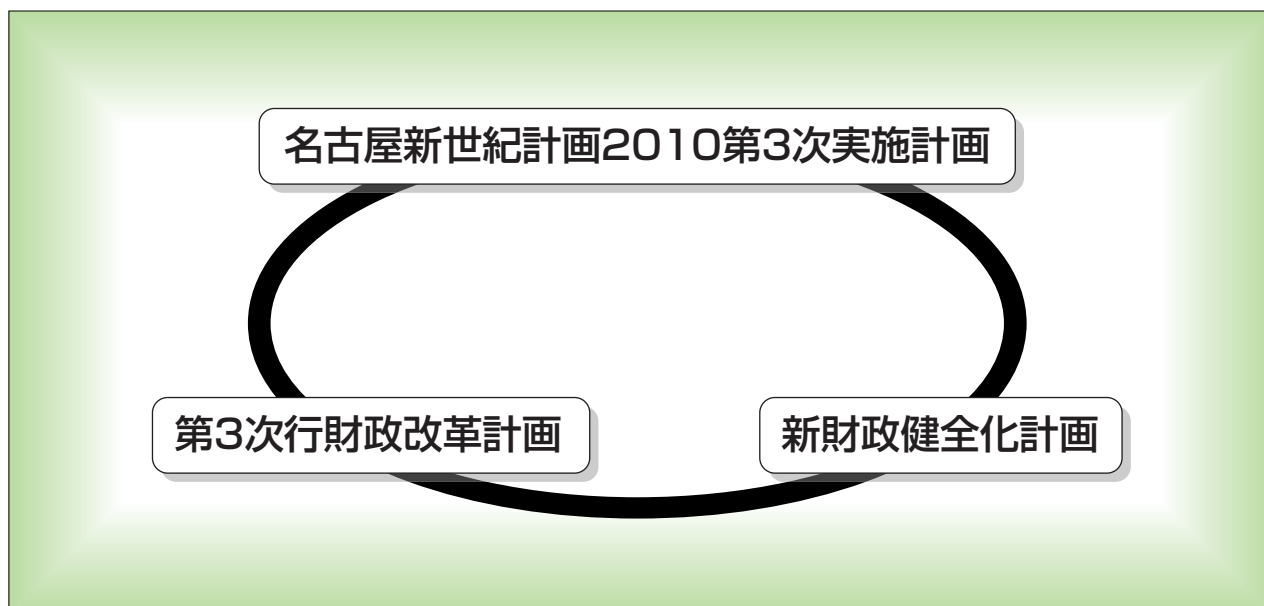


第3章 計画の着実な推進

第3次実施計画の着実な推進

第3次実施計画を着実に推進するためには、限られた財源を有効に使って事業をすすめていかなければなりません。このため、第3次実施計画とあわせて策定した、第3次行財政改革計画と新財政健全化計画にもとづき、これまでの改革の取り組みをさらにすすめた効率的で効果的な行政運営を展開してまいります。

また、これまで以上に責任と権限、財源を持ってまちづくりをすすめていくという「自立した大都市・名古屋の実現」にも取り組んでまいります。



第3次行財政改革計画の推進

本市は、「市民の満足度を高める市政」をめざした行財政のシステム改革を推進するため、平成13年9月には「行財政改革計画」を、平成16年4月には「第2次行財政改革計画」を策定しました。

平成13年度以降、この2つの計画の下、事務事業評価の実施・活用、職員定員の削減、外郭団体の改革、市民の皆さまとの協働の推進など、さまざまな取り組みを実施し、市民の皆さまとのパートナーシップを基本として、より少ない経費で、市民の皆さまにとっての成果をより多くあげる行財政運営をすすめることにより、市民満足度の向上をはかってまいりました。

今後も、平成19年度から平成22年度を計画期間とする「第3次行財政改革計画」にもとづき、これまでの改革の実績と成果をふまえつつ、より一層の行財政のシステム改革をすすめることにより、時代の変化に柔軟かつ的確に対応した行財政運営を行ってまいります。

新財政健全化計画の推進

平成13年9月に策定した「財政健全化計画」の当面の目標である公債償還基金からの借入れを行わない財政運営は、平成17年度において実現しました。

しかし、この目標は、財政健全化債の発行など特別な財源対策により収支を償ったうえで達成できたものであり、また、今後も依然として厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

そのため、平成19年度から平成22年度を計画期間とする「新財政健全化計画」にもとづき、将来世代へ負担の先送りをしない、持続可能で強固な財政基盤の確立をめざし、引き続き財政健全化に取り組んでまいります。

自立した大都市・名古屋の実現

より市民のニーズにあったまちづくりをすすめていくためには、市民に最も身近な自治体である本市が十分な権限と財源を持ち、より責任を持って施策・事業を行うことが必要であると考えています。そのために、道州制の議論を見据えつつ、国と地方の役割分担を十分に議論し、必要な権限と税源の一体的移譲を柱とした地方分権改革を国に強く働きかけ、自立した大都市・名古屋の実現をめざしてまいります。

また、そのような地方分権の流れの中で、将来の市域のあり方についても引き続き検討をすすめてまいります。

